様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
公共事業評価審議会委嘱事務	市長 建設局　技術管理課	令和１年11月１日	さいたま市公共事業評価審議会第２条及び第３条に基づく委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市公共事業評価審議会委員	○	○	○		○		
公共事業評価審議会傍聴受付事務	市長 建設局　技術管理課	令和１年11月１日	さいたま市公共事業評価審議会傍聴要領に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	さいたま市公共事業評価審議会傍聴者	○						
公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成13年５月１日 令和６年５月27日	土地所有者から法の規定に基づく届出及び申出の申請を受け付け、公共事業関係所管へ照会し、買取り希望の有無について土地所有者に通知する。	土地所有者	○		○				
都市計画道路等に係る土地収用法に関する事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	国、県、公団等が施行する都市計画道路等の土地収用法に係る立会、告示、縦覧等	都市計画道路等の整備に係る権利者及び関係者	○	○	○		○		
建設局指定管理者審査選定委員会運営事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成26年４月１日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された建設局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
スマイルロード整備事業	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成15年４月１日	安全で快適な道路環境の向上を早期に図るため、スマイルロード整備事業に関する要綱に基づき、沿線住民などからの要望により、道路の整備や修繕を行う。	要望路線の沿線権利者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
暮らしの道路整備事業	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成15年4月1日	安全で快適な道路環境の向上を早期に図るため、暮らしの道路整備事業に関する要綱に基づき、沿線住民などからの要望により、４m未満の道路の拡幅整備を行う。	要望路線の沿線権利者	○		○		○		
私道舗装等整備費用助成事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成13年5月1日	市道として認定することが困難な私道の舗装等整備を行う者に対し、費用の一部を助成し交通安全の確保と市民の生活環境の向上に資する。	私道舗装の申請者及び私道の権利者等	○		○				
さいたまロードサポート制度に関する事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成22年4月1日	さいたま市ロードサポート制度実施要綱に基づき、さいたま市が管理する道路においてボランティアにて清掃美化活動を行う住民団体の登録及び支援を行う。	申請者及びその構成員	○				○		
各種要望処理に関する事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	住民からの草刈り、清掃、補修等の要望を受け、対応する。	要望者	○				○		
建築行為等許可申請事務	市長 建設局　土木部　広域道路推進室	令和2年3月13日	都市計画法第６５条第１項の規定に基づき、都市計画道路事業地内の建築の許可申請等を受け付け、審査事務を行う。収集した建築の許可申請等に関する情報は、建築等の許可の審査を行うため、国等と共有する。	新大宮上尾道路の都市計画道路事業地内に係る建築行為等申請者	○		○				
建築行為等許可事務	市長 建設局　土木部　道路計画課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	都市計画法第６５条第１項の規定に基づき、都市計画道路内の建築行為の許可をすること	都市計画道路内の建築行為等申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
苦情処理に関する事務	市長 建設局　土木部　河川課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	住民からの草刈り、及び小破補修等の要望を受け記録し、対応する。	要望者	○				○		
建設工事等請負契約事務	市長 建設局　土木部　河川課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	河川整備に関する補償・工事・委託契約関係等に対しての処務のため	建設工事等請負者	○	○	○		○		
建築・開発紛争あっせん、調停に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	中高層建築物の建築及び大規模開発行為等により生ずる紛争についてあっせん、調停を行う。	紛争当事者及び調停委員会委員	○	○	○		○		
紛争防止条例に係る届出、報告等関連事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	中高層建築物の建築及び大規模開発行為等の計画及び工事内容を事前に影響を与える近隣住民に説明を行ない周知させる。	紛争防止条例の適用を受ける事業者、設計者等及び近隣関係者、近隣説明報告書の閲覧申請者	○	○	○		○		
建築審査会に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	建築基準法に基づき設置された建築審査会に係る許可に関する同意、不服申立て等の事務処理を行う。	審査会議案対象者、審査請求に係る関係者、審査会傍聴者、審査会委員	○	○	○		○		
住宅用家屋証明発行事務及び調整事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	個人が新築し、または取得した自己の居住に供する家屋が、租税特別措置法施行令第４１条、第４２条第１項の規定に該当するものである旨の証明をする。この証明書により所有権の保存や移転登記等の際に個人が負担する登録免許税が軽減されるものである。登記事項証明書、売買契約書、住民票等により審査を行い発行する。	住宅を新築し、または取得し自己の住宅の用に供した個人	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
耐震改修促進法に係る認定事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 平成25年11月25日	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の耐震改修の計画の認定・建築物の地震に対する安全性に係る認定・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行うこと。	耐震改修促進法に係る認定申請者	○		○		○		
既存建築物耐震補強等助成事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和4年5月18日	さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき、耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事・建替え工事・除却工事にかかる費用の一部を建築物の所有者に対し、助成する。	既存建築物耐震補強等助成金交付申請者	○		○		○		
ホテルの建築に関する調整事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	ホテル等建築適正化条例に基づく申請に対して同意の可否を決定する。	事業者、設計者等及びホテル等建築審議会委員	○	○	○				
バリアフリー法に基づく認定に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成15年4月1日 平成18年12月20日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	特定建築物の建築計画の認定申請者、維持保全に関する所有者、管理者、維持保全責任者	○	○					
被災建築物の応急危険度判定に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成16年11月26日 平成17年4月1日	地震発生後、災害対策本部の決定によりボランティア活動により行う応急危険度判定	埼玉県被災建築物応急危険度判定士の内さいたま市在住者	○	○					
福祉のまちづくり条例に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成16年4月1日 平成17年4月1日	建築物の計画について福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーに対応した審査・指導	福祉のまちづくり条例の適用を受ける事業者及び設計者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
葬祭場建築指導要綱に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成14年10月25日 令和7年4月1日	葬祭場建築等に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な生活環境の形成に資すること	葬祭場等の建築主等、紛争の調整又は相談の申出人及び葬祭場建築紛争相談員	○	○	○		○		
建築物のアスベスト含有建材使用実態調査	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成17年8月18日 令和7年4月1日	既存民間建築物のデータベースに基づき、アスベスト含有建材の使用実態を調査する。調査によりアスベストが飛散するおそれがある場合には、所有者等に対し適切な除去、封じ込め等の対策を行なうよう指導する。また、調査データは建築基準法、都市計画法及びリサイクル法に基づく事務に活用可能な基礎資料とする。	昭和２５年から平成１８年までに建てられた既存民間建築物の所有者	○		○				
建築物環境配慮計画の届出受理等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、建築物環境配慮計画の届出受理等に関する事務を実施し、必要に応じて助言又は勧告を行うもの。	建築主（個人届出人）、設計者	○						
埼玉県建築物バリアフリー条例の認定事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）第１０条に基づく認定	埼玉県建築物バリアフリー条例の認定申請者（個人建築主等）	○						
民間建築物アスベスト除去等補助金交付事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成19年4月1日	市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、吹付けアスベストの分析調査及び除去等事業を行う民間建築物の所有者等に対し、費用の一部を補助金として交付するもの。	アスベスト除去等補助金交付の申請者（個人所有者等）	○		○				
既存ブロック塀等改善事業助成金交付事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成31年4月1日	道路等に面し、個人等が所有する危険なブロック塀等を改善するため、さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱に基づき、ブロック塀等の所有者からの助成金申請を受け付け、審査し、適正に助成金を交付する。	助成金申請者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ワンルーム形式集合住宅の建築に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成14年4月1日 令和7年4月1日	良好な居住環境の確保のため、ワンルーム形式集合住宅の建築計画及び管理について必要な事項を定め、管理規約とともに管理人の氏名等の提出を求める。	ワンルーム形式集合住宅指導基準の適用を受ける事業者、設計者等及び管理人	○	○					
建築物省エネ法の適合性判定等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成29年4月1日 令和6年4月1日	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき申請された計画書等が建築物省エネ法の省エネルギー基準に適合しているか確認すること。	建築主（個人申請人等）、設計者	○	○					
建築物省エネ法の認定等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成28年4月1日 令和7年4月1日	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、エネルギー消費性能向上計画の認定を行うこと。	建築主（個人申請人等）、設計者	○	○					
耐震シェルター等設置支援事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成22年4月1日	さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱に基づき、木造住宅に耐震シェルター等の設置にかかる費用の一部を木造住宅の所有者に対して助成する。	耐震シェルター等設置助成金交付申請者	○		○		○		
木造住宅耐震診断員派遣事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱に基づき、申請があった木造住宅の所有者に対して耐震診断員を派遣する。	木造住宅耐震診断員派遣事業に係る事務	○		○		○		
マンションの建替円滑化法の認定に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	令和3年12月15日	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定	認定申請者（管理者等）、調査の実施者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の定期報告事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 令和3年1月1日	特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の安全性を維持するため、建築基準法第12条に基づいてその状況を特定行政庁に報告する。	特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の所有者、管理者及びその安全性を調査する者	○	○	○				
建築物に係る許認可事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 令和7年4月1日	建築基準法等に基づき申請された許認可申請等が建築基準関係の法律に適合しているか否か審査し許可すること。	許認可申請等申請者及び設計者	○	○	○		○		
建築基準法に基づく届出及び統計事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 令和3年1月1日	建築基準法等に基づき提出された建築工事届等の受理、建築統計の作成及び関係書類の保管を行う。また、県を通し国へ報告を行う。	確認申請の申請者等	○		○		○		
建築確認事前相談事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	建築主等が、建築物の特殊性等により、確認申請を行なう前に、法的解釈、事例、判例などに基づき、計画している建物等が法的に適合する等の判断を求めるため。	事前相談者	○	○					
違反建築物に対する指導、是正事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	建築基準法上の違反建築物、工作物について調査、取締、指導を行うこと。	違反建築物関係者	○	○			○		
建築基準法に基づく報告及び統計資料の提出	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	国土交通大臣等に建築基準法の施行に関して必要な報告及び統計資料の提出を行う。	報告該当者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
防災査察事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	一定規模の施設の避難及び防災上等の安全性に関し、現地において調査し、法的に不適合、適合の判断を行い、不適合部分においては改善等の指導を行う。（所有者等に）	施設所有者	○						
建築協定に係わる事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	建築基準法に基づく建築協定の認可に係わる業務を行う。	建築協定の申請者	○		○				
風俗営業の許可に伴う建築物の査察	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成14年5月15日 令和3年1月1日	建築基準法第８条に基づく建築物等の維持保全に関する業務	風俗営業許可申請者	○						
建築計画概要書データベース作成業務	市長 建設局　建築部　建築行政課	令和1年8月7日 令和7年4月1日	建築基準法に定められた、建築計画概要書の閲覧及び、その交付事務の効率化を図るために、地理情報システム上の地図と、建築計画概要書を紐づけた、建築計画概要書データベースを構築する。また、データベースは建築基準法、都市計画法に基づく事務に活用可能な基礎資料とする。	確認申請の建築主等	○						
指定道路図に係る事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成20年4月1日	建築基準法上の道路に関する情報を整備するため、同法の規定による、第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項、第3項又は法第68条の7第1項の規定により指定された道路及び、法第42条第1項第1号、第2号若しくは第3号に規定する道路又は、法第43条第2項による道及び空地に関し、同法施行規則第10条の2に基づく指定道路図の作成及び更新を行う。	建築基準法の規定により指定された道路及び、同法第43条第2項による道及び空地の関係権利者等。	○		○				
市営住宅借地管理事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市営住宅敷地の賃貸借契約、経緯、また借地の返還に関する事務	用地の借地・所有者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営住宅管理事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	住宅困窮者に対し、市営住宅を低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定を図る。入居者の公募、入居審査、家賃決定、家賃収納から退去に至るまでの入居者及び施設の管理を行う。	市営住宅の応募者、入居者、退去者及び保証人	○	○	○	○	○	○	
浸水住宅改良資金融資	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	常時居住する専用住宅等で浸水被害を改良するための資金を融資する業務	浸水する専用住宅等を改良しようとし資金融資を申し込む者	○		○		○		
優良住宅認定事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	租税特別措置法に基づく、優良住宅認定申請の審査・認定の事務を行う。	優良住宅認定申請者	○				○		
マンション管理専門相談事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成16年1月1日 令和3年4月1日	市内のマンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理に関する相談窓口を設置し、相談者に対し、専門家（マンション管理士等）による法律上のアドバイスを行う。また、相談内容は専門家から報告を受け、記録する。	相談者	○				○		
高齢者向け優良賃貸住宅認定及び家賃減額補助金交付関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成15年4月1日 令和3年4月1日	高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅認定申請の審査・認定等の事務及び家賃減額補助金の交付事務を行う。	申請者及び入居者	○	○	○		○	○	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成15年6月1日 令和3年4月1日	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく、申請受付・審査・認可等の事務を行う。	申請者及び当該マンションの居住者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
長期優良住宅建築等計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成21年6月4日 平成28年4月1日	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等に基づく、市による申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導並びに国及び市による情報提供その他法律の適正な運用に必要となる事務	申請者	○				○		
低炭素建築物新築等計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成24年12月4日 平成28年4月1日	都市の低炭素化の促進に関する法律等に基づく、市による申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導並びに国及び市による情報提供その他法律の適正な運用に必要となる事務	申請者	○				○		
さいたま市入居支援制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年9月1日 平成30年4月1日	住宅の確保が困難な高齢者世帯等に対し、民間賃貸住宅への入居を促進するため、さいたま市入居支援制度実施要綱に基づき、申請者からの依頼に基づき、住宅情報の提供を行う。	申請者	○		○		○	○	
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成29年10月25日	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、賃貸人が、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録する制度。	登録住宅の所有者、転貸人等	○		○				
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る家賃債務保証料等補助制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成30年5月1日 令和6年4月1日	住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に入居するにあたり、収入が一定基準以下の者に対して、家賃債務保証料等の一部を補助する制度	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の入居者のうち当該補助を受ける者	○		○		○		
市営住宅一時利用による居住安定支援事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成30年10月1日 令和4年3月29日	DV、犯罪等による被害、罹災または解雇等により、従前の住居に居住することが困難となった者の居住の安定を図るため、本人からの申請に基づき市営住宅を目的外使用により提供するもの。	DV被害者、犯罪被害者、離職退職者、罹災者等で市営住宅入居を希望する者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
分譲マンションアドバイザー派遣業務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和４年７月15日	市内のマンションの管理の定期成果を推進するため、マンション管理に関する専門家（マンション管理士等）と連携し、申請等のあったマンション管理組合等に対し、専門家による訪問を実施し相談支援を行う。相談内容は専門家から報告を受け記録し、今後のマンション施策の参考とする。	アドバイザー派遣を希望する管理組合等	○				○		
マンション管理計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和５年４月１日	マンションの管理の適正化に関する法律に基づく、管理計画認定制度の申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導等に関する事務	申請者（管理組合）	○		○		○		
サービス付き高齢者向け住宅事業関連事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成23年10月20日	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とし、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録・変更・更新等に係る事務を行う。	サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者	○						
さいたま市住生活基本計画等策定懇話会事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和６年８月５日	本市における住生活の安定の確保及び向上の推進に関する施策の方向性を示す基本的な計画として、さいたま市住生活基本計画及び関連計画を策定するにあたり、住宅政策に係る専門的意見及び各分野の幅広い意見を聴くため、懇話会委員を選任し、必要な事務連絡等（通知の送付や報酬の支払いなど）を行う。	さいたま市住生活基本計画等策定懇話会委員	○	○	○		○		
下水道管路等敷地占用申請受付・許可事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年５月１日	個人及び法人等からの下水道管路等敷地の占用（使用）申請の受付及び許可事務	個人及び法人の占用申請者	○						
受益者負担金賦課徴収事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年５月１日 平成15年４月１日	公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道の排水区域内に存する土地の権利者及び地上権者等から負担金を徴収する。	公共下水道の排水区域の土地の権利者及び地上権者等	○	○	○	○	○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
下水道使用料賦課徴収事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 令和5年2月1日	公共下水道（南下新井汚水処理施設を含む。）を使用する者から条例に基づき使用料を徴収する。	公共下水道の使用者	○	○	○	○	○		○
下水道徴収員委嘱に関する事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	下水道徴収員を選考するため、応募者についてその適性、技能等の調査を行い、委嘱する。	下水道徴収員の応募者、被委嘱者	○	○	○	○	○	○	
水洗便所改造資金貸付事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	市の下水道処理区域内における水洗便所の普及促進のため	市の下水道処理区域内の建築物の所有者	○		○		○		
水洗便所設置費助成金	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	市の下水道処理区域内における既設便所を、水洗便所に改造するための費用を助成し、本下水の普及促進を目的とする。	市の下水道処理区域内の生活保護を受けている者、又は非課税世帯	○		○		○		
下水道・コミュニティプラントに係る支払	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日	下水道事業審議会、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水洗便所改造資金貸付、業務委託に係る入札、部内の他課の所管に属さない事項に関する事務に係る支払のため。	全ての個人債権者	○		○				
補償・損害賠償に関わる事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	下水道施設に起因する損害賠償に関わる示談交渉、保険金支払、保険金請求事務。 下水道事業審議会、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水洗便所改造資金貸付、業務委託に係る入札、部内の他課の所管に属さない事項に関する事務に起因する補償・損害賠償に係る交渉、連絡、支払。	被害者、補償対象者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市下水道事業審議会運営事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日	さいたま市の下水道事業の円滑な運営のために設置されている下水道事業審議会の委員や公募応募者への連絡等を行う	下水道事業審議会委員、公募応募者	○	○	○	○	○		
下水道台帳図面閲覧、交付事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	令和7年2月1日	窓口において下水道台帳図面を希望により閲覧し、写しを交付すること。	閲覧、交付を希望する者	○		○				
下水道工事に伴う取付管申込書処理事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道工事における取付管の設置箇所が本人意志に基づいているかを確認すること	取付管設置・不要申込者	○						
指定工事店新規申請及び変更手続き事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	排水設備の設計・施工に関して一定の要件を備えた工事業者を排水設備工事の「指定業者」として指定し排水設備等の工事は指定業者でなければできないことになっているため	指定工事店新規申請者・変更者	○	○		○			
特定施設設置届及び廃止届受付事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	水質基準等に適合しない汚水を放流する可能性のある工場等で、水質汚濁防止法で規定している特定施設の設置届又は廃止届を受付し、水質保全を目的とする	特定施設設置者	○						
私道内における公共下水道整備に関する事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	下水道処理区域内等における私道の公共下水道整備に係る関係書類の事務処理（申請に伴う土地使用承諾書、公図、登記簿等）	下水道処理区域内の私道の土地所有者及び家屋所有者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
私道補助金交付受付事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	水洗化促進及び生活環境の向上を図ることを目的として、私道に排水設備を共同で設置する工事に対しての補助金制度受付及び補助金の交付を行うこと。	私道補助金交付申請者	○		○				
下水道取付管新設、撤去申請事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道取付管の新設、撤去等に係る申請について、受付、許可、立会等を行うこと。	取付管新設、撤去申請者	○						
新築家屋無届調査事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道処理区内において前年度新築された家屋が下水道に接続されているか調査し水洗化促進に寄与すること。	前年度の新築家屋の住人	○				○		
未水洗化家屋に対する水洗化促進事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日 令和3年11月30日	下水道工事が終了して３年過ぎてもまだ下水道に接続していない家屋に対し、個別訪問し、水洗化を促すこと。	下水道処理区域内の下水道に接続していない家屋の所有者	○				○		
公共下水道取付管設置事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	公共下水道の希望位置への取付管接続に係る申請について、受付、設置等を行うこと。	施工範囲の地元権利者（土地所有者、建物所有者）	○						
排水設備等計画確認申請処理事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	宅地内排水設備を公共下水道へ接続する際の申請手続きであり、排水設備等の設置、構造、完成に関する法令の規定に適合させるため。	排水設備等計画確認申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
下水道法第１６条に係る公共下水道工事承認事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	公共下水道管を埋設するための承認願い。	公共下水道管の埋設承認希望者	○						
開発行為に関する協議事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	開発指導に係る下水道について協議を行うこと。（申請者、土地所有者、設計者、施工業者に関すること）	開発申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
さいたま市地区企業者連絡協議会	市長 建設局　下水道部 下水道計画課	平成13年5月1日	市内の道路上での工事に際し、企業者間で必要な調整と対策を講じ、道路管理者の主催する道路調整会議の運営に協力する。	協議会担当者	○	○					
交換・払下げ事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	申請等による道路用地交換又は払下げに伴う財産整理の事務手続きを行うこと。	申請者又は道路の管理上必要とする土地所有者	○				○		
私道移管事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	個人又は法人が所有管理する私道を申請に基づいて、市道として認定、管理するための手続きを行うもの。	当該土地所有者及び隣接土地所有者	○				○		
開発行為等協議事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	開発行為を行うにあたって、道路管理者として開発行為者からの相談に対し、指導をしている。	開発行為の申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
道路工事等自費施行承認事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき、個人の都合により道路管理者以外の者が行う道路工事等の承認事務。	自費施行承認許可申請者	○						
特殊車両通行許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき、特殊車両通行の許可・認定を行うもの。	特殊車両通行許可申請者	○	○			○		
占用指導事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	不法占用者に対する指導・処分を行うもの。	占用指導届け者	○						
道路（水路）占用許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき，道路（水路）の占用許可を行うもの。	道路（水路）占用許可申請者	○						
市有地等境界確認事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	境界確認証明書交付申請にもとずき、査定図、測量図等をもとに現地確認を行い、証明書を交付すること。また市有地等境界確認申請に基づき、台帳図・確定図等をもとに現地立会いを行い、道路・水路等の境界を確認すること。	境界確認及び境界確認証明書を申請する者	○						
境界確認図面（査定図）等閲覧、交付事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	窓口において過去の境界図面（査定図）、道路幅員証明及び道路台帳等を希望により閲覧交付すること。	閲覧、交付を希望する者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
道路瑕疵事故処理事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	道路の瑕疵による事故の受付、交渉、賠償などを行うこと	事故当事者	○	○	○	○	○	○	
土地寄付行為事務	市長 建設局　北部建設事務所　道路安全対策課	平成13年5月1日 平成14年4月1日	道路用地として沿道の用地を寄付してもらう際の、登記関係事務。	土地寄付者	○		○				
開発行為にかかる協議事務	市長 建設局　北部建設事務所　道路安全対策課	平成13年5月1日 平成14年4月1日	開発指導に係る接道について協議を行うこと。（申請者、土地所有者、設計者、施工業者に関すること）	開発申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
建築基準法第４３条第２項第２号に伴う許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和3年3月1日	建築基準法第４３条第２項第２号の適用について調査及び行政判断を行い許可する。	協定通路の協議の申請者、地権者、借地権者、建築物所有者	○	○			○		
建築基準法の道路相談及び調査事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日	建築基準法上の道路として扱われるか否かを調査判断し又は現地調査を行う。	相談者及び道路の接道、隣接関係者	○				○		
狭あい道路の拡幅整備に関する事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和6年11月28日	狭あい道路後退用地の寄附申請について、所有権移転等の事務処理を行うとともに、後退用地の整備及び管理を行うもの。	狭あい道路後退用地の寄附の申請者及び代理人	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
道路位置等指定事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和3年3月1日	位置指定道路等の指定、変更、廃止に関する申請受理、審査、相談受付を行う	位置指定等申請者、相談者、代理人及び隣接する権利関係者	○	○	○				
建設リサイクル法に関する届出等受理業務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成14年5月30日 平成31年4月1日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、届出受理等に関する事務を実施し、必要に応じて助言又は勧告、命令、報告の徴収、立会調査、関係機関への情報提供を行うもの。	発注者（個人届出人）・主任技術者・監理技術者・技術管理者	○						
建築基準法第４３条第２項第１号に伴う認定事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成31年4月1日	建築基準法第４３条第２項第１号の適用について調査及び行政判断を行い認定する	河川等の管理用の道等を利用する申請者、地権者、借地権者、建築物所有者	○	○			○		
建築物の確認申請関係事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成13年5月1日 平成25年4月1日	建築基準法等に基づき申請された確認申請等が建築基準関係の法律に適合しているか確認すること。	確認申請等申請者	○	○	○		○		○
建築計画概要書等閲覧事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	建築基準法に基づき、提出された建築計画概要書等を利害関係人等に閲覧させる。	利害関係者等	○	○	○		○		
建築台帳記載事項証明事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成27年4月1日	建築基準法による確認等の事務に関連する証明書を交付する。	建築主等	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
北浦和駅・浦和駅・南浦和駅周辺の不法占用物に対する啓発活動	市長 建設局　南部建設事務所　土木管理課	平成27年7月15日 令和4年4月1日	さいたま市と浦和警察署が連携し、「北浦和駅・浦和駅・南浦和駅周辺の不法占用物に対する啓発活動」を実施する。	北浦和駅・浦和駅・南浦和駅近隣商店会各代表	○						
都市計画道路等の工事に係る取扱事務	市長 建設局　南部建設事務所　道路建設課	平成13年5月1日	都市計画道路等事業のため、用地測量、土地使用承認、工事補償及び道路工事を行う。	都市計画道路等の工事に係る権利者及び関係者	○		○		○		
都市計画道路等の事業に係る用地取得事務	市長 建設局　南部建設事務所　用地課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	都市計画道路等の事業施行に係る、事前調査業務、交渉業務、登記事務など用地取得に関するもの。	都市計画道路等の整備に係る権利者及び関係者	○	○	○		○		
開発行為指導に関する事務	市長 建設局　南部建設事務所　河川整備課	平成13年5月1日	開発行為に対し、適切な行政指導を行うこと。	開発行為申請者、設計者	○	○	○				
土地賃貸借・無償貸借契約関係業務	市長 建設局　南部建設事務所　河川整備課	平成13年5月1日 令和4年11月1日	土地の賃貸借・補償等の取扱	土地所有者外	○		○		○		
工事に伴う地元説明会開催事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成13年5月1日 令和6年9月5日	工事に伴う地元説明会開催の出席者を記録するもの。	工事に伴う地元説明会出席者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年５月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
工事に伴う補償事務	市長 建設局 土木部 土木総務課	平成13年5月1日 令和6年9月5日	施設工事等に伴う近隣家屋の事前調査、事後調査を行い、家屋を復旧するための補償をするもの	近隣住民及び補償の相手方	○		○	○	○		